

4月20日から4月30日まで 春の火災予防運動を実施します!!

春は空気が乾燥するうえ、風が強く、火災が発生しやすくなります。

近年、別海町では、これからの時期においてごみ焼きなどの野外焼却中に、まわりの草などに燃え広がり、火災になるケースが見受けられます。ごみ焼きは法律で禁止されており、違反者には5年以下の懲役または1,000万円（法人3億円）以下の罰金刑に処される場合があります。

火災予防対策をしっかりと行い、大切な命と財産を火災から守りましょう！

住宅の防火点検を実施します!

火災予防の一環として、運動期間中に消防団員が一般住宅（農家地区）の防火点検を実施します。これは、住宅の煙突やホームタンクなどが安全に設置されているか点検するものです。不審に思われた場合、消防団員は団員証を携帯していますので、団員証の提示を求めるか消防署まで問い合わせてください。

また、家畜伝染病予防のため使用車両に消毒を行った後、点検を実施いたします。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ／別海消防署 予防課 TEL75-2200

平成26年度危険物取扱者・消防設備士試験日程表

◎危険物取扱者試験

試験日		受験願書の受付期間		試験の種類	試験地 (近隣市町村のみ掲載)
		書面申請	電子申請		
第1回	6月1日(日)	4月17日(木)～4月24日(木)	4月14日(月)～4月21日(月)	甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				乙種(第1～6類) 丙種	根室市 他11市町
				甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
第2回	8月31日(日)	7月22日(火)～7月29日(火)	7月19日(土)～7月26日(土)	甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				乙種(第1～6類) 丙種	中標津町 他12市町
第3回	11月16日(日)	10月6日(月)～10月14日(火)	10月3日(金)～10月11日(土)	甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				乙種(第1～6類) 丙種	中標津町 他12市町
第4回	平成27年 2月1日(日)	平成26年 12月12日(金)～12月19日(金)	平成26年 12月9日(火)～12月16日(火)	甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				乙種(第1～6類) 丙種	中標津町 他12市町
第5回	平成27年 3月22日(日)	平成27年 2月16日(月)～2月23日(月)	平成27年 2月13日(金)～2月20日(金)	甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				乙種(第4類) 丙種	札幌市

◎消防設備士試験

試験日		受験願書の受付期間		試験の種類	試験地 (近隣市町村のみ掲載)
		書面申請	電子申請		
第1回	6月1日(日)	4月17日(木)～4月24日(木)	4月14日(月)～4月21日(月)	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
				甲種(特類)	札幌市
				甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
第2回	8月31日(日)	7月22日(火)～7月29日(火)	7月19日(土)～7月26日(土)	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
				乙種(第1～7類) 甲種(第1～5類)	釧路市 他6市
				甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
第3回	11月16日(日)	10月6日(月)～10月14日(火)	10月3日(金)～10月11日(土)	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
				甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
				乙種(第1～7類) 甲種(第1～5類)	釧路市 他6市
第4回	平成27年 2月1日(日)	平成26年 12月12日(金)～12月19日(金)	平成26年 12月9日(火)～12月16日(火)	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
				甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
				乙種(第1～7類) 甲種(第1～5類)	釧路市 他6市

※書面申請のほか、振込手数料のかからないインターネットからの受験申請（電子申請）がご利用でき、24時間いつでも申し込みが可能です。（詳しくは消防試験研究センターのホームページをご覧ください。）

※受験願書及び問合せ先／別海消防署 予防課 TEL75-2200

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

平成26年度のし尿と家庭廃水のくみ取りが始まります。くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに町民課、各支所・連絡事務所または渡邊清掃株式会社（電話75-2861 フリーダイヤル0120-57-9310）までお申込みください。※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。

また、申込みにあたっては、町民課、各支所・連絡事務所配布している「し尿と家庭廃水のくみ取り予定表」を参考にしてください。

5月のくみ取り地区は別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。まだ申込みをされていない方は4月20日までにお申込みください。

*証紙がないとくみ取りできません。事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）を用意してください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

飼犬の登録忘れていませんか？

生後91日以上の子犬の飼い主は、犬を取得した日から30日以内に、町民課に犬の登録を申請し、交付された鑑札を犬に付けておかねばなりません。

鑑札には登録した自治体と、犬の固有番号が表記されており、犬が全国のどこで保護されても飼い主がわかるようになっています。犬には必ず鑑札をつけるとともに引越などの際には犬の登録事項変更届も忘れず提出してください。

登録手数料は1匹3,000円です。

なお、一度登録すれば、犬の所在地が変わっても登録手数料は不要です。

■犬の登録はしていても飼犬が死んだときに死亡の届出を忘れていませんか？

死亡届が提出されないと登録が抹消できず「集合注射の案内」などの送付が継続します。死亡届も忘れずに提出しましょう。

●「うちの犬は室内犬だから大丈夫。」などと安易に考えてはいけません。

違反した場合は『狂犬病予防法』により**20万円以下の罰金または科料に処せられます**。注意しましょう。

平成26年度 野犬掃討のお知らせ

町では狂犬病の予防と町民・家畜への被害防止のため、「狂犬病予防法」及び「別海町畜犬及び野犬掃討条例」に基づき野犬掃討を行います。

畜犬をけい留せずに飼育することは野犬掃討用務の妨げとなるだけでなく、新たな野犬発生の原因となります。畜犬のけい留の徹底をお願いいたします。

※『別海町畜犬取締及び野犬掃討条例』では、けい留を離れた犬は飼犬であっても人または家畜の被害防止のために緊急を要する場合には掃討できると定めています。愛犬を守るためにもけい留の徹底をお願いいたします。

問合せ／町民生活担当(内線1213)

国保だより 第80号

今回は広報で

国保から制度改革のお知らせです

* 70歳以上75歳未満の方の自己負担割合が変わります！

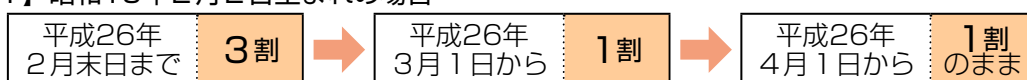
◎昭和19年4月1日以前生まれの方

平成26年4月から負担割合が2割になる予定でしたが、**1割**のまま据え置かれます。

◎昭和19年4月2日以降生まれの方

70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方はその月）から**2割**となります。

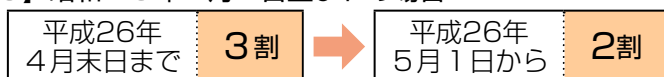
【例1】昭和19年2月2日生まれの場合



【例2】昭和19年4月1日生まれの場合



【例3】昭和19年4月2日生まれの場合



※現役並み所得者の方は自己負担が3割のままで変更はありません。

※後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された方は除きます。

* 70歳以上75歳未満・負担区分「一般」の方（高齢受給者証に「1割」と記載されている住民税課税世帯の方）の自己負担限度額が据え置かれました！

平成26年4月から、負担区分が「一般」の方は1カ月の医療費が高額になったときの自己負担限度額が引き上げられる予定でしたが、引き続き据え置かれることになりました。

	平成26年3月まで	平成26年4月から
一 般		
外 来 (個人単位)	12,000円	24,600円 12,000円
外来+入院 (世帯単位)	44,400円	62,100円 44,400円

※低所得者（住民税非課税世帯）の方、現役並み所得者の方の自己負担限度額は変わりません。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）



福祉牛乳の 支給申請について

町内に住所を有し居住している次の方を
対象に福祉牛乳を支給します。受給を希望さ
れる方は福祉課または最寄りの支所・連絡事務所で申請し
てください。(現在受給している方は申請手続き不要)

■対象者

- ①高齢者：満70歳以上の方
※緩和措置として、平成26年度は満68歳以上が対象と
なります。
- ②妊産婦
ア. 妊婦：妊娠6カ月に入った月初めから出産した日まで
イ. 産婦：出産した日の翌日から1年間
- ③幼 児：満1歳になった日から義務教育開始前の3月末
まで
- ④身体障がい者(児)：3級以上の手帳所持者
- ⑤療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ⑥生活保護世帯：生活保護廃止となった月の末日まで
- ⑦ひとり親世帯：母親または父親と義務教育終了前の児童

福祉入浴券 申請受付について



町内に住所を有し居住
している次の方を対象に
福祉入浴券を交付しま
す。交付を希望される方
は、福祉課または最寄
りの支所・連絡事務所に申

請してください。

年間助成枚数：1人6枚(10月以降に申
請された方は3枚となります。)

■対象者

- ①満65歳以上の高齢者
- ②身体障害者手帳1～3級の所持者
- ③療育手帳所持者
- ④精神障害者保健福祉手帳所持者

問合せ／社会・障がい福祉担当(内線1312)

児童扶養手当等の 額の改定に ついて



問合せ／
社会・障がい福祉担当(内線1312)
児童福祉担当(内線1314)

下記の手当については、消費者物価指数の変動に応じて額を改定し
ておりますが、特例法により額を据え置いていました。特例法の段階
的な解消により4月1日から変更になりますのでお知らせします。

	平成25年度まで	平成26年度から
児 童 扶 養 手 当	41,140円	41,020円
特別児童扶養手当	(1級) 50,050円 (2級) 33,330円	(1級) 49,900円 (2級) 33,230円
特別障害者手当	26,080円	26,000円
障害児福祉手当	14,180円	14,140円

地域包括支援センターから

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとし
た生活が送れることを目標として月1回、運動指導や健
康維持に関する教室を開いています。

9:45 ~ 11:30	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
4月	10日(木)	15日(火)	22日(火)
5月	8日(木)	13日(火)	20日(火)

参加 対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
- ③参加費無料
※介護認定を受けていない方が対象となります。
※新規で参加希望の方は地域包括支援センターまで申込
みください。
※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方
は事前に主治医への確認をお願いいたします。

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターは高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■問合せ先／TEL0153-79-5500(直通) 別海町役場1階福祉部内